平成２７年（フ）第４２号
長崎県長崎市若竹町３番21―201号
債務者　梁瀬　舞子
1　決定年月日時　平成27年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３号
北海道苫小牧市東開町１丁目17番21号　ハイツ沼ノ端
債務者　多田ツヤ子
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第５９１号
仙台市青葉区国見６丁目18番20号　山舎荘１Ｆ西102
債務者　木村　武康
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２４号
秋田市南通みその町６番27号　エンゼルハイツ302号
債務者　佐藤　義雄
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２５号
秋田市千秋北の丸４番37号
債務者　柴田　弘己
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４４号
秋田県能代市万町12番19号
債務者　桜庭　雄一
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第１７号
新潟市南区白根400番地１　プロムナード散歩道Ｂ201号、前住所新潟市東区中島２丁目１番27―322号
債務者　曽根　智也
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９号
新潟市南区下塩俵812番地３　ジョイフルヨコカワ２Ｆ１号
債務者　斉藤　哲郎
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１号
新潟市東区東中野山２丁目20番23号
債務者　磯貝　　駿
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０号
富山市流杉177番地３　軽費老人ホーム九重荘、前住所富山市五番町１番15―303号　ニシノハイツ
債務者　池上　保子
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１８号
富山県小矢部市八和町10番32号　石動住宅Ｂ棟31号室
債務者　村西　弘輝
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第１５号
石川県小松市今江町５丁目254番地　五番館102、住民票上の住所石川県小松市今江町５丁目411番地１　ガード北陸寮103
債務者　立花　友成
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第３号
石川県七尾市竹町大天神山22番地12
債務者　脇坂　文雄
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２７年（フ）第４号
石川県七尾市古府町と部67番地１
債務者　錦木　重子
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２７年（フ）第１号
長野市吉田５丁目15番10号
債務者　赤塩　　勉
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２号
長野県飯山市大字野坂田353番地11
債務者　飯川ゆかり（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３２号
長野県北安曇郡松川村5651番地199　細野県営住宅50―27
債務者　三浦　順右
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
長野地方裁判所松本支部